

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド  
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎  
(コート番号 :4661、東証第 1 部)

## 〔訂正〕地震リスク対応型ファイナンスによる資金調達のお知らせ

(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及び劣後ローンによる資金調達ならびに当社子会社による期限前弁済条項付ローンによる資金調達)

平成 23 年 9 月 6 日に発表しました掲記の開示資料におきまして、記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

### 記

#### 1. 訂正箇所

12 ページ 5.発行条件等の合理性 (1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### 2. 訂正内容

訂正箇所は下線にて表示しております。(訂正前、訂正後ともに 13 行目、21 行目となります)

(訂正前)

本新株予約権には、平成 23 年 9 月 29 日から平成 33 年 9 月 29 日までの期間について一定の事由が生じた場合を除き、本新株予約権を行使できない旨の制限が付されていること及びその他本新株予約権と劣後ローン債権の一体性等を考慮して、独立した第三者機関であるトラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合に本新株予約権付ローンの価値算定を依頼した上で、本新株予約権付ローンの価値算定書を受領いたしました。トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合は、応用アール・エム・エス株式会社により提供された地震発生確率データ及び一定の前提(新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジット・スプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本新株予約権付ローンの理論的価値を算定しております。当社では、本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連することから、劣後ローン債権に対して当社が支払うべき利息、本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の金額その他の劣後ローン契約の諸条件により当社が得ることのできる経済的価値を総合的に検討した結果、上記価値算定書において、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値は 49,875,000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でない」と判断いたしました。

また、発行決議に際しまして、当社監査役全員より本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連しているため、劣後ローン契約の諸条件を総合的に勘案して、外部専門家より取得している上記価値算定書における、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値が 49,875,000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でない旨の意見を得ております。

(訂正後)

本新株予約権には、平成 23 年 9 月 29 日から平成 83 年 9 月 29 日までの期間について一定の事由が生じた場合を除き、本新株予約権を行使できない旨の制限が付されていること及びその他本新株予約権と劣後ローン債権の一体性等を考慮して、独立した第三者機関であるトラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合に本新株予約権付ローンの価値算定を依頼した上で、本新株予約権付ローンの価値算定書を受領いたしました。トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合は、応用アール・エム・エス株式会社により提供された地震発生確率データ及び一定の前提(新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジット・スプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本新株予約権付ローンの理論的価値を算定しております。当社では、本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連することから、劣後ローン債権に対して当社が支払うべき利息、本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の金額その他の劣後ローン契約の諸条件により当社が得ることのできる経済的価値を総合的に検討した結果、上記価値算定書において、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値は 49,875,000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でないことを判断いたしました。

また、発行決議に際しまして、当社監査役全員より本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連するため、劣後ローン契約の諸条件を総合的に勘案して、外部専門家より取得している上記価値算定書における、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値が 49,875,000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でない旨の意見を得ております。

以上